

「カターレ富山」オフィシャルファンクラブ 会則

(名 称)

第1条 この会は、カターレ富山オフィシャルファンクラブ（以下「ファンクラブ」といいます。）と称します。

(運営等)

第2条 ファンクラブは、株式会社カターレ富山（以下「クラブ」といいます。）がその運営・管理を行います。

(目 的)

第3条 ファンクラブは、カターレ富山（以下「チーム」といいます。）を応援するとともに、会員の交流と親睦を深めることを目的とします。

(会 員)

第4条 ファンクラブは、チームを心から愛し応援していただける方々で、本会則を承認のうえ入会手続きを行った方を会員とします。

(会員カード)

第5条 会員には「カターレ富山ファンクラブ会員証」（以下「カード」といいます。）を発行します。

2 カードの紛失、盗難等があった場合は、速やかにクラブへ連絡していただきます。

3 カードは本人のみ利用できるものとし、他人に譲与または貸与するなど不正使用が発覚した場合には、直ちにカードをクラブに返却しなければなりません。

(会 費)

第6条 会員になるためには、所定の会費をクラブに納めていただきます。なお、いかなる理由があろうとも年会費の返却はしません。

2 会費は、ファンクラブの運営・管理費に使用するほか、チームの強化・育成費などにも使用します。

(特典の利用)

第7条 会員は、カードの提示またはクラブが定めた方法により、会員であることが確認できた場合のみ特典を受けることができます。

(退 会)

第8条 次の各号に該当する場合には、会員はファンクラブを退会するものとします。

- (1) 会員より退会の申し出があった場合
- (2) 会員資格を喪失した場合
- (3) 年会費を納めない場合
- (4) ファンクラブの活動の妨げとなる行為があった場合
- (5) その他、クラブが会員として不適当と認めた場合

(会員の有効期限)

第9条 会員の有効期限は、毎年2月1日から翌年の1月31日までとします。期間の途中から入会された場合でも、上記期間を有効期間とします。

(届出の変更)

第10条 会員の住所、氏名、連絡先等に変更が生じた場合は、直ちにクラブに届出しなければなりません。変更の届出がないことに起因して郵便物等が未着になった場合、クラブは一切責任を負いません。

(権利の制限)

第11条 会員は、クラブ及びファンクラブの運営について、何らの権利や請求権も発生しません。

(会則の改正等)

第12条 本会則を改正する場合は、クラブにおいて改正手続きを行い、その都度会員にお知らせするものとします。また、本会則に定めのない事項については、クラブにおいて決定します。

(個人情報の取り扱いについて)

第13条 会員の個人情報は、以下のとおり取り扱います。

(1) 個人情報の利用目的

入会申込書にご記入いただいた個人情報は、以下の利用目的に必要な範囲内でのみ利用させていただきます。

- ・ チケット等の販売促進のための利用
- ・ 会員に対する各種特典・サービスの提供
- ・ クラブのスポンサーから会員に対する商品・サービスのご案内
- ・ 各種イベント、懸賞等に関する諸連絡事項や当選可否等の通知、景品等の送付
- ・ 会員からの各種お問合せ、ご依頼、ご要望への対応

(2) 個人情報の第三者への開示・提供について

以下の場合を除き、個人情報は第三者に開示・提供いたしません。なお、取得した個人情報を加工して、個人を特定できない統計的なデータとして第三者に提供することがあります。

- ・ 事前に会員の同意をいただいた場合
- ・ 会員に対するサービスの提供などの際に一部業務を代理店、運送業者、決済業者などに委託する場合
- ・ クラブおよびJリーグが適切と判断した第三者（主としてJリーグパートナーを指すが、これに限らない）が商品・サービス等の広告案内等の販売促進活動を行うために提供する場合
- ・ 個人情報保護法その他法令で認められた場合

(3) 個人情報の管理について

クラブは、個人情報を適切な管理をもって保護するとともに、開示、提供する業務委託先に対しても、個人情報を適切に管理するため厳正な指示・監督を行います。

附 則

平成20年2月1日施行

平成30年12月1日改正（個人情報の取り扱いを追記）